

教育・保育提供区域の区割りについて

平成 26 年 2 月 10 日

1 教育・保育提供区域について

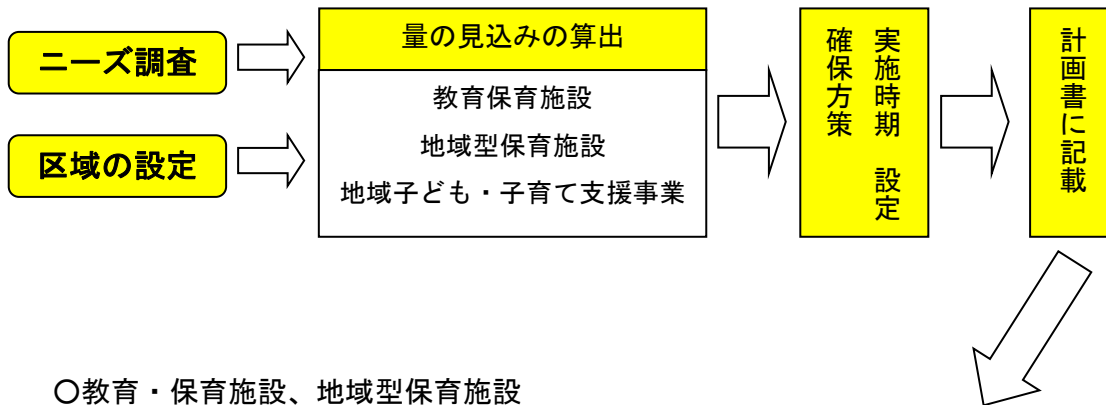
子ども・子育て支援法第61条により、子ども・子育て支援事業計画においては、次の条件等を総合的に勘案して、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要があります。

（条件）

- ・ 地理的条件
- ・ 人口
- ・ 交通事情
- ・ その他の社会的条件
- ・ 現在の教育・保育の利用状況
- ・ 教育・保育を提供するための施設の整備状況

そして、設定した区域ごとに教育・保育施設、地域型保育施設、地域子ども・子育て支援事業などの各事業の「量の見込み（必要量）」を算出し、その確保の内容や実施時期を設定します。

（教育・保育提供区域と子ども・子育て支援事業計画の関係）



○教育・保育施設、地域型保育施設

	1年目		2年目		...	
	1年目	2年目	1年目	2年目		
①	3-5歳 学校教育のみ	3-5歳 保育の必要位あり	0-2歳 保育の必要位あり	3-5歳 学校教育のみ	3-5歳 保育の必要位あり	0-2歳 保育の必要位あり
②	300人	200人	200人	300人	200人	200人
②-①	0	0	▲100人	0	0	▲20人

○地域子ども・子育て支援事業

区域ごとに作成

	1年目		2年目		...
	1年目	2年目	1年目	2年目	
①	3,000人(10か所)	3,000人(10か所)	3,000人(10か所)	3,000人(10か所)	...
②-①	0	0	0	0	...


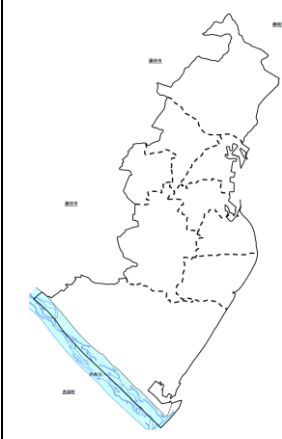

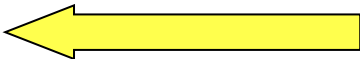
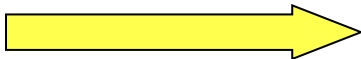
(教育・保育提供区域設定における留意事項)

- ① 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本
(ただし、教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合には、実態に応じて、認定区分ごと、事業ごとに設定することも可能)
- ② 設定した区域により、「教育・保育施設(幼稚園・保育所・認定こども園)」、「地域型保育事業(小規模保育事業・家庭的保育事業・居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業)」、「地域子ども・子育て支援事業(13事業)」を認可する際の需給調整や定員設定の判断基準となることを踏まえて設定
- ③ 市が定めた区域において、需要が供給を上回っている場合に認可申請があれば、原則認可しなければならない

【区域設定における具体的なポイント】

- ① 区域の規模は適切か
 - ・ 区域内の児童数、面積は適切な規模か
 - ・ 区域ごとに事業量の見込みが算出できるか
 - ・ 供給が不足している場合の確保方策を打ち出せるか
- ② 事業の利用実態が反映されているか
 - ・ 保護者の移動状況を踏まえているか
 - ・ 設定した区域内で事業の展開が可能か
 - ・ 現在の事業の考え方との整合性はとれているか

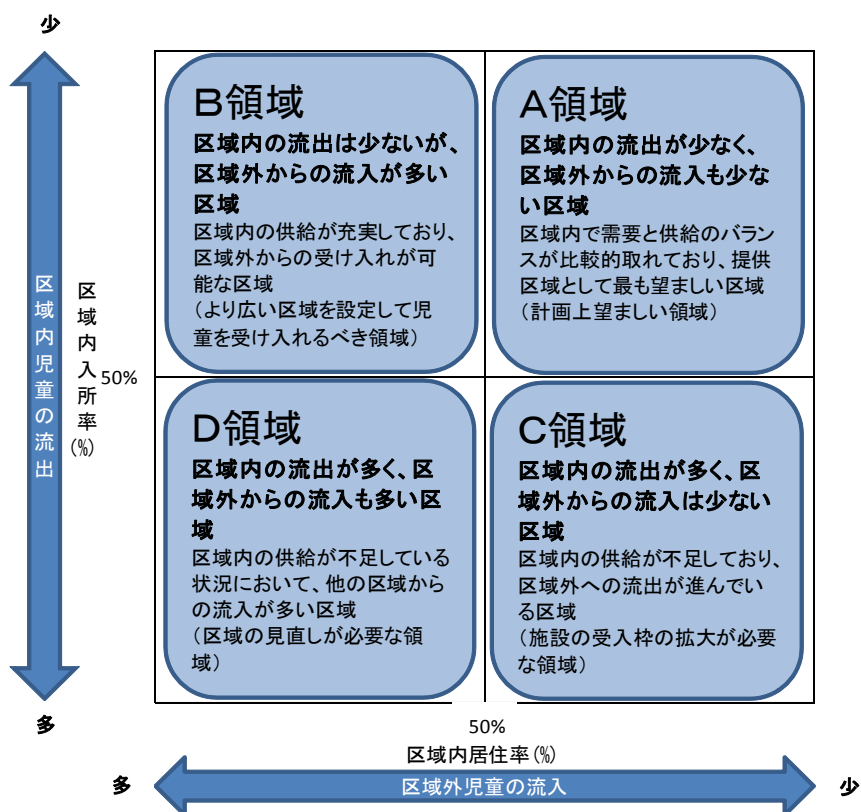
2 本市における教育・保育提供区域例

区域	①小学校区	②中学校区	③地域ブロック
地図			
内容	小学校ごとの区割り	中学校ごとの区割り	中学校区を基本とした 地域的な視点による区 割り
区域数	13	9	4
幼稚園 数	0～2	0～4	0～9
認可保 育所数	0～2	0～2	0～4
平均未就 学児数	640人	925人	2,082人
区域別 の課題	 区域が多い（狭い）場合		 区域が少ない（広い）場合
	<ul style="list-style-type: none"> ・施設がない（供給体制が整わない） 区域が発生し、需要はあるが施設がないため需給調整が困難となる（施設整備などが必要となる） ・区域ごとの児童数や面積に偏りが出る 		<ul style="list-style-type: none"> ・地域の実情に応じたきめ細かな対応ができない ・移動距離が長くなり、利用が困難となる ・当該区域内施設に空きはあるが、隣接区域の方が近く当該区域の利用を希望しないなどにより、事業利用の斡旋が困難となる

3 区域設定に当たっての分析項目

- (1) 区域と地理的条件、区域と施設の整備状況、区域別施設数・利用状況別添「資料4（別冊）」のとおり
- (2) 児童の区域内入所率と区域内居住率の状況
 保育所における区域内入所率と区域内居住率のクロス集計を行い、区域内における需要と供給のバランスを検証します。

区域内入所率	居住している区域内の保育所に入所している児童の割合（％） * 区域内に居住する児童がどの位、区域内の保育所を利用しているかを分析し、区域外への児童の流出状況を検証する。
区域内居住率	各区域に所在する保育所に入所している児童のうち、施設所在地の区域内に居住している児童の割合（％） * 区域内に所在する保育所がどの位、区域内に居住している児童に利用されているかを分析し、区域外からの児童の流入状況を検証する。



- (3) 各区域別の検証結果
 別添「資料4（別冊）」のとおり

4 焼津市子ども・子育て支援事業計画における教育・保育提供区域（案）

（1）各区域における条件別の考察

①地理的条件

主要道路が市を縦断しているため、どの区域割としても主要道路を考慮した区割り設定は困難である。

河川、東名高速道路、東海道線については、どの区域設定であっても差異は少ない。

②施設の整備状況

小学校区では、幼稚園・保育所いずれかの施設がない区域が4区域ある。

中学校区、地域ブロックでは、幼稚園・保育所ともにどの区域であっても施設がある。

③施設の利用状況

小学校区・中学校区での定員充足率は、幼稚園において大きな差異が生じている。

地域ブロックでは、比較的差異は少ない。

④保育所における需給バランス

小学校区では、需給バランスにおいて望ましいA領域には13区域中2区域しかない。

中学校区では、需給バランスにおいて望ましいA領域には9区域中3区域しかない。

地域ブロックでは、全ての区域がA領域にある。



①から④までの考察において、地域ブロックには問題がない。

中学校区を基本に設定しており、市民に分かりやすい区域設定である。



以上のことから、焼津市子ども・子育て支援事業計画における教育・保育提供区域は**地域ブロック**としてはどうか。